

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県障がい者スポーツ振興事業委託	H28.4.1	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741-3	45,930,149	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県障がい者スポーツ振興事業は、県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、選手の強化育成を行う事業であり、この事業の実施にあたっては、県内の障がい者・障がい者団体・教育機関・スポーツ団体等と密接な連携が必要である。 島根県障害者スポーツ協会は、これらの関係機関等で組織する「評議委員会」を設置するなど、その連携体制が整備されている県内における中核的な団体であり、この団体に本事業を委託することが適当であるため。	
あいサポート運動推進事業委託	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,408,372	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	あいサポートメッセージャーを養成するための研修会を実施し、メッセージャーの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。	
島根県地域生活定着支援センター運営事業委託	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	16,100,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	1. 本事業は、矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、島根県社会福祉協議会は各福祉サービスの利用調整や受入先施設の支援が可能である。 2. 専門的な立場で保護観察所、矯正施設等との調整ができる。 3. 矯正施設退所者が居住する場に応じて全県的な支援・調整が可能である。 以上のことから、本事業を委託できる相手方は、島根県社会福祉協議会以外にない。	
障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業及び島根県障がい者虐待防止・権利擁護研修事業委託	H28.4.1	一般社団法人島根県社会福祉士会 松江市東津田町1741-3	2,877,100	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	専門職チーム派遣事業については、障がい者虐待への速やかな対応・専門家による助言等が必要となる。また、研修事業については、企画立案から研修講師に至るまで、社会福祉士の専門的見地からの関わりが不可欠となっており、全県をカバーすることのできる当該法人が事業目的を達成することができる唯一の団体である。	
強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	6,016,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県社会福祉事業団の運営する障害者支援施設「光風園」は、県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取り組み、実績をあげているところであり、当法人以外では事業目的を達成することが不可能なため。	
島根県発達障害者支援センター(東部発達障害者支援センター)運営事業委託	H28.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	30,126,406	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、審査の上、同法第14条第1項の規定により指定しており、当該法人はこの事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
島根県発達障害者支援センター(西部発達障害者支援センター)運営事業委託	H28.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	34,450,566	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、審査の上、同法第14条第1項の規定により指定しており、当該法人はこの事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H28.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	15,178,900	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	さざなみ学園は、島根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H28.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	13,431,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	こくぶ学園は、島根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
島根県療育支援事業委託	H28.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	5,531,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する松江整肢学園は、松江圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県療育支援事業委託	H28.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	3,928,500	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する島根整肢学園は、浜田圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
島根県療育支援事業委託	H28.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市木次町木次下熊谷1259番地1	1,031,500	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置するさくら教室は、雲南圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
島根県療育支援事業委託	H28.4.1	出雲医療生活協同組合 出雲市塩冶町1536-1	1,256,750	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する児童発達支援センターわっこは、出雲圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
島根県療育支援事業委託	H28.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	1,267,980	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置するあゆっこ益田は、益田圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院 相談支援体制強化事業業務委託	H28.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	8,905,520	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は県立病院であり、児童精神科等子どもの心の専門医を有し児童思春期病棟(若松病棟)を設置するなど、児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、この事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
平成28年度島根県障害者社会参加推進センター運営業務及び島根県地域生活支援事業業務	H28.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741番地3	41,319,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該機関は、国の要綱に基づき設置されたものであり、障がい者の総合的な社会参加の推進を図ることのできる県内唯一の機関であり、県地域生活支援事業を関連団体と連携を取って実施できる唯一の機関であるため。	
平成28年度島根県聴覚障害者情報センター運営業務	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741番地3	23,239,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人は、聴覚障がい者に対する支援を長年行ってきた実績を有し、委託事業を遂行する専門的な人材、実施体制を整えており、適切な業務を実施し、センターを利用する聴覚障がい者の自立支援が可能である。委託事業を適切に実施できる法人は他にはないため。	
平成28年度島根県西部視聴覚障害者情報センター運営業務	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741番地3	30,353,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人は、聴覚障がい者に対する支援を長年行ってきた実績を有し、委託事業を遂行する専門的な人材、実施体制を整えており、適切な業務を実施し、センターを利用する聴覚障がい者の自立支援が可能である。委託事業を適切に実施できる法人は他にはないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	21,938,580	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	1,488,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	1,512,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	医療法人恵和会石東病院 大田市大田町大田4860番地3	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度精神科救急医療業務委託	H28.4.1	医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番10号	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成28年度措置入院患者移送業務委託	H28.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	1,031,840	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	措置入院患者の移送は全県域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全県域において営業していることが望まれ、対象企業が県内においては1社しかないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成28年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	H28.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	3,000,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため	
障がい者就労事業振興センター業務委託	H28.4.1	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田町1741番地3	35,528,565	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターは、平成22年度に設置された島根県障がい者就労事業振興協議会が発展しNPO法人であり、スタッフはこれまで就労事業振興センター業務を受託してきた社会福祉法人からの転籍など障がい者の就労支援に関するノウハウの蓄積があり、高い事業効果が見込まれる。 また、島根県障がい者就労事業振興協議会等において各障がい者団体の長に、上記法人へ委託することについて承認を得ている。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人桑友 島根県松江市天神町93番地	10,156,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 島根県雲南市木次町下熊谷1259番地1	7,897,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人親和会 島根県出雲市神西沖町2476番地1	8,796,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人亀の子 島根県大田市長久町長久口267-6	8,319,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 島根県浜田市金城町七条ハ559番地2	10,185,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 島根県益田市高津三丁目23番地1号	10,192,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人わかば 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1	4,148,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
高次脳機能障がい者支援コーディネーター業務委託	H28.4.1	医療法人エスポアル出雲クリニック 出雲市小山町361-2	2,570,000	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	選定法人は、平成18年度に先駆的取組事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度からは圏域相談支援拠点業務を受託実施している。 また、医療機関として、高次脳機能障がい者を専門とした外来・デイケアも開設している。 さらに、平成21年度から当委託業務を年間契約した支援コーディネーターが職員として所属し、研修会や施設への指導等を行うなど十分な実績を有しており、家族支援活動へのアドバイザー参加、個別ケースの相談支援を行うなど、当事者、家族並びに支援団体から厚い信頼も得ている。 本県において、当該事業を熟知し遂行できる施設は選定法人に限られ、平成23年度から支援コーディネーター業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	平成18年度に先駆的取り組み事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市三刀屋町古城42-2	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成20年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	医療法人エスポアール出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	平成18年度に先駆的取り組み事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成20年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人はびねす福祉会 益田市横田町2087-1	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H28.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬中の津4309-1	1,213,590	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において実施要綱第4条に規定する要件を備える既存施設がないため平成21年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
平成28年度介護保険指定事業者管理システム運用支援業務	H28.4.1	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 松江市乃木福富町735番地211	2,775,600	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	平成10年度末に一般競争入札によって介護保険指定事業者管理システムが導入され、このシステムによって指定事業者の情報管理を行っているが、平成11年度末及び平成17年度末には制度改正により大幅な仕様変更が行われたことから非常に複雑なシステムとなっている。このシステムへの入力修正作業、データベース管理、インターネット掲載のための連携ファイルの出力等は、システム設計と密接した関係があり、これらのシステムを構築した業者以外が業務を行うことができないため。	
平成28年度認知症患者医療センター運営事業	H28.4.1	医療法人正光会 松ヶ丘病院 理事長 益田市高津町4丁目24番10号	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	松ヶ丘病院は、島根県認知症患者医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年10月1日付で地域型認知症患者医療センターに規定を受けており、この事業を実施できる、限られた保険医療機関であるため。	
平成28年度認知症患者医療センター運営事業	H28.4.1	社会医療法人 昌林会 理事長 安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	安来第一病院は、島根県認知症患者医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年10月1日付で地域型認知症患者医療センターに規定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	
援護システムの運用支援に係る委託契約	H28.4.1	三菱電機株式会社 官公システム部長 大日方潤 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,109,376	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
平成28年度介護給付適正化業務	H28.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 理事長 松江市学園一丁目7番14号	3,284,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う島根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
しまね認知症患者医療センター運営事業	H28.4.1	国立大学法人 島根大学(受託事業) 学長 松江市西川津町1060	8,074,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根大学医学部附属病院は、島根県認知症患者医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年8月1日付で基幹型認知症患者医療センターに規定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
H28年度介護の就職チャレンジ支援事業	H28.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 会長 松江市東津田町 1741-3	5,400,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該団体は社会福祉法の93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。	
H28年度しまね認知症コールセンター事業	H28.4.1	公益社団法人 認知症の人と家族の会 島根県支部 代表世話人 出雲市今市町1213	1,800,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる指導者(認知症の人、家族、介護者、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
平成28年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	H28.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 井川幹夫 島根県出雲市塩冶町89番地1	83,951,892	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の47団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
平成28年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託契約	H28.4.1	総合メディカル株式会社広島支店 支店長 村上和則 広島県広島市中区胡町4-21	1,998,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成28年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技審査要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成28年度移植医療普及啓発事業委託契約	H28.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 出雲市塩冶町223-7	19,517,434	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあっせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③移植医療に関する普及啓発活動者関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。	
島根県小児救急電話相談(#8000)業務委託契約	H28.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	8,910,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積や医療に関する知識の両方が求められる中、当該事業者は、小児科医師のバックアップ体制が常時とられているとともに、事業検討委員会において、事業実績も評価されているため。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	H28.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 北川 昭 愛知県西春日郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,942,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談業務	H28.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	34,776,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	①本業務は、原子力防災に用いる安定ヨウ素剤に関する医学的な問合せ電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積に加え、原子力防災及び安定ヨウ素剤に関する知識について専門性が求められる。 ②このため、委託業務仕様書では、「相談員は、別途指定する専門機関が実施する相談者研修を受講した者であること」とし、相談内容に応じた回答・助言は「専門機関が実施する相談研修の内容等」の趣旨に沿った回答・助言であること。」としている。 ③当該事業者は、本件が指定する専門機関である放射線医学総合研究所が実施する相談研修を受講した唯一の事業者である。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業支援業務	H28.4.1	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 管理部長 岡部 聡 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号	5,232,182	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○独立行政法人放射線医学総合研究所は、昭和32年に国立研究所として設立され、平成13年に独立行政法人として発足し、平成27年に現在の国立研究開発法人へと名称変更した法人であり、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを設立目的としている。 ○特に、本法人は我が国の原子力防災体制において原子力災害医療機関の中核と位置づけられ、高度被ばく医療支援センターの指定を受けている法人である。 ○また、同法人は「放射線被ばくの健康相談窓口」を設置するなどの実績があり、業務遂行能力を有している法人である。 ○本事業を実施する目的は、安定ヨウ素剤電話相談に寄せられる住民等からの相談・問合せに対し、より高度な医学的知見或いは放射線に関する専門的知見に基づく適切な回答を行うことを目的としている。このような目的を達成し、相談事業の適切な運営を行うためには、同法人の有する専門的知識、相談対応にあたる専門的知識を有する人材、電話相談への対応ノウハウ等が欠かせず、同法人は本事業を委託可能な唯一の団体である。	
平成28年度県立松江高等看護学院管理運営業務	H28.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 野津立秋 島根県松江市西嫁島2-2-23	110,999,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療ニーズや県民の多様なニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 一般社団法人松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せることのできる団体は、当該法人以外にはない。	
平成28年度県立石見高等看護学院管理運営業務	H28.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 狩野卓夫 島根県益田市遠田町1917-2	198,174,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にはない。	
島根県医療勤務環境改善支援センター医業分野アドバイザー業務	H28.4.1	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 会長 常山 正雄 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザ5階	5,223,312	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 平成27年5月時点で、当該アドバイザー業務の支援を29都道府県で行っており、島根県においても平成27年度に4病院でコンサルティングを行った実績がある。 これらの病院に対して、継続的に支援を行う観点から、当該協会へ業務を委託することが適当と考えられるため。	
平成28年度島根県認定看護師教育課程運営事業	H28.4.1	公立大学法人 島根県立大学 理事長 本田雄一 島根県浜田市野原町2433-2	13,437,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	島根県立大学では、平成25年10月にしまね看護交流センター(出雲キャンパス内)を設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。センターでは医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした取り組みは、本事業の目的に合致している。 また、認定看護師養成機関の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会より認定看護師教育機関としての認定を受ける必要があるが、その認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行うことのできる体制が整っているのは、県内では島根県立大学のみであるため。(平成27年度に認定看護師教育課程として公益社団法人日本看護協会より認定済み。)	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成28年度島根県ナースセンター事業	H28.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	18,228,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
平成28年度新人看護職員多施設合同研修事業	H28.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,675,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
平成28年度新人看護職員研修事業(研修責任者等)	H28.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	3,268,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
医療・介護・保健データ統合分析ASPサービス提供保守業務委託	H28.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 小林研一 東京都大田区蒲田5-37-1	1,075,680	第167条の2第1項第2号	医療政策課	同社は昨年度本システムを開発した者であり、照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため。	
平成28年度訪問看護に関する研修実施業務委託	H28.4.15	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,400,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
島根あさひ社会復帰促進センター診療所透析診療業務	H28.4.1	医療法人社団 輔仁会 理事長 満田一博 広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号	19,845,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、矯正施設内の診療所という特殊な環境下で実施するものであるとともに、継続的に実施されなければ患者の生命の危機に直結するものである。同法人はこの特殊な環境下での診療をこれまで円滑に実施してきており、安定した診療の継続が可能であることから、同法人へ委託するのが適当である。	
島根あさひ社会復帰促進センター診療所診療報酬算定業務	H28.4.1	株式会社ソラスト 広島支社 支社長 酒井洋行 広島県広島市中区基町11-10	3,110,400	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、矯正施設内の診療所という特殊な環境下で実施するものであり、施設内での規則等を十分に習得する必要がある。そのため、導入当初から継続して業務実施をしており、その特殊環境の状況を承知している同社へ委託するのが適当なため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
保健医療福祉制度等広報啓発業務	H28.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 小村明弘 松江市袖師町1番31号	10,650,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。	
広域災害救急医療情報システム業務	H28.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 岩本 敏男 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,184,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。	
平成28年度島根県放課後児童支援員認定資格研修事業の実施に係る業務の委託	H28.4.21	いきいきプラザ島根内 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,200,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	・本研修は国家資格に準ずる資格とされており、国の定めたガイドラインや通知等、国の指導に則った形式で実施することとされている。その中において本研修は域内における人材育成に寄与することも想定しており、県内講師の活用や委託先については、趣旨を踏まえて選定することとされている。島根県社会福祉協議会は、県内の人材について多岐に亘る経験を有しており、研修も適切に実施しつつ県内講師の養成を併せて行うことができる県内唯一の団体であるため。	
平成28年度生の楽習講座事業	H28.4.5	一般社団法人 島根県助産師会 出雲市湖陵町二部1644-1	7,073,220	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	島根県助産師会は、平成14年から、県内の幼児、児童・生徒、学生、保護者等を対象に、助産師による「命の尊さ」「妊娠・出産の感動・素晴らしさ」「親子の絆」等に関する出前講座を実施していること、講座の企画、関係機関との調整、運営等も適切に行われており、十分な成果をあげている。また、平成26年度から「生の楽習講座」を委託しており、今回の事業も平成26年度からの事業の継続であることから、本事業を委託できる相手先は、島根県助産師会のほかにないため。	
平成28年度結婚支援強化事業の実施に係る業務委託	H28.4.1	一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8番地3	19,450,800	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	事業実施を予定している、はびこの活動支援、出会いの場の拡大(婚活イベント実施)について、事業を円滑に実施できる者は、オール島根の体制で結婚支援に取り組むことを目的に設立された(一社)しまね縁結びサポートセンターが唯一の者であるため。	
保育士登録業務	H28.4.1	社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町1丁目6-2 アーバンネット 麹町ビル6階	1,918,500	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	全国の都道府県から登録事務を受託しており、本業務を実施できる委託先が(社福)日本保育協会以外にないため。	単価契約 保育士証の交付3,628円 " の書換え交付1,382円 " の再交付950円 (全国統一単価)
新卒保育士確保支援事業委託業務	H28.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内)	2,167,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
保育士・保育所支援センター開設等事業委託業務	H28.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (松江市東津田町1741-4 いきいきプラザ島根内)	12,000,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
島根県ステップハウス提供事業業務委託契約	H28.4.1	非公表	2,056,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	・DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次の被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要であること。 ・恒常的に職員が勤務し、常に対象者の受け入れが可能な体制が組織的に確保されていること。 ・DV被害者が自立するためには、就職先の多い松江市内にステップハウスを設置できる団体であること。	
里親支援機関事業業務委託契約書	H28.4.1	島根県里親会会長 落合 慧 松江市西川津町3090-1	4,935,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	里親制度の推進や社会的養護に関する理解と熱意が必要であり、日頃から要保護児童の養育に取り組んでいる里親により組織される島根県里親会に委託することが、最も円滑かつ効果的に事業を推進できるため	



契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県母子福祉センター管理運営業務委託契約	H28.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉会連合会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	6,596,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えており、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉会連合会以外にない。	
民生児童委員研修事業委託	H28.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	5,588,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は民生児童委員の資質向上を図るための研修を行うものであるが、契約相手先は県内の民生児童委員が加入し、委員の資質向上に努めており、本事業が目的とする最も効果的な研修の実施が可能である。	
生活困窮者就労・社会参加支援体制整備推進事業業務委託	H28.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	2,400,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は全県を対象にして生活困窮者の就労の場の開拓と開拓した情報の集約と提供を行うものであるが、契約相手は対象者の多様な問題背景(離職、低収入、高齢、障がい、ニート、ひきこもり、矯正施設出所者等)や支援施策について幅広い知見や経験を有するとともに、平成25、26年度において生活困窮者自立支援促進モデル事業を県から受託しており、生活困窮者自立相談支援の実務を理解している。 また、全県を事業エリアにし各市町村の社会福祉協議会や全県的な福祉関係団体との連携体制を構築しているため、どの地域においても活動を展開することができることから、本事業を最も効果的に実施することが可能である。	
島根県福祉人材センター運営事業委託契約	H28.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	105,719,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
電子顕微鏡保守点検業務委託	H28.4.1	小西医療器株式会社 松江市平成町182-32	1,026,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	電子顕微鏡は複雑かつ精密な機器であり、技術的にも、部品の供給においても、製造業者以外の保守点検は困難である。島根県における唯一の代理店である事業者と契約を締結する。	
感染症検査機器定期保守業務委託	H28.4.1	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島13-34	2,742,120	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該機器は、病原体遺伝子を迅速に検出できる極めて高度な技術を擁する機器であり、製造メーカーの代理店でなければ保守点検ができない。また、故障時に迅速な対応が必要であり、松江市近郊で技術者を確保できるメーカー特約代理店と契約を締結する。	
冷凍冷蔵庫、冷暖房・空調、ポンプ等保守点検業務委託	H28.4.1	三要電熱工業株式会社山陰支店 松江市大庭町81	1,045,440	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該設備は、三要電熱工業が施行したものであり、保守管理に当たっては設備を熟知している施工業者でなければ、適正な状況を維持するのは困難であるため。	
平成28年度献血推進員設置事業委託	H28.4.1	日本赤十字社島根県支部 松江市内中原町40	4,029,005	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務は、移動採血車の配車計画に基づく各配車地域の企業・団体への協力依頼、血液不足時の緊急な献血要請などを行うものであり、血液センターの組織連絡体制、移動採血車の稼働状況、血液の在庫状況等の常時周知把握を行うなど、血液センターの業務と密接不可分な関係にあるため、血液センターを設置している日本赤十字社島根県支部以外にない。	
狂犬病予防注射PR新聞広告制作・掲載業務委託	H28.4.1	(株)山陰中央新報社 松江市殿町383	1,063,800	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	当該者でなければ納入できないため	